

鹿児島市の飲食店の皆さまへ 営業時間短縮のご協力をお願いします

R3.8.19版

まん延防止等重点措置区域

要請日		令和3年8月6日(金)	令和3年8月18日(水)																
要請期間		8月9日(月)～8月22日(日) → 19日(木)	8月20日(金) ～ 9月12日(日)																
要 請 内 容	営業時間	5時 から 20時 までとすること。 (もとの営業時間が5時から20時までの間の飲食店は対象外)	5時 から 20時 までとすること。 (もとの営業時間が5時から20時までの間の飲食店は対象外)																
	酒類の提供	11時 から 19時 までとすること。	行わないこと。																
	カラオケ	—	飲食を主とする業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、当該カラオケ設備の利用を自粛すること。 (カラオケボックスは対象外)																
認証店の取扱い		選択制（時短営業を実施 または 通常営業）	時短要請																
協力金の対象		時短要請の時点（令和3年8月6日）で、 ・ 営業継続中(営業実態あり)であり、 ・ 食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※ デリバリー・テイクアウト等を除く	時短要請の時点（令和3年8月18日）で、 ・ 営業継続中(営業実態あり)であり、 ・ 食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※ デリバリー・テイクアウト等を除く																
		計1411日間の全てに協力いただいた事業者	計24日間の全てに協力いただいた事業者																
協力金		<中小企業（売上高方式）> 1店舗当たり 27.5万円 ～ 82.5万円 <table><tr><th>2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高</th><th>1日当たりの協力金額</th></tr><tr><td>8万3,333円以下</td><td>2万5,000円</td></tr><tr><td>8万3,333円～25万円</td><td>2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3</td></tr><tr><td>25万円</td><td>7万5,000円</td></tr></table>	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	8万3,333円以下	2万5,000円	8万3,333円～25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	25万円	7万5,000円	<中小企業（売上高方式）> 1店舗当たり 72万円 ～ 240万円 <table><tr><th>2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高</th><th>1日当たりの協力金額</th></tr><tr><td>7万5,000円以下</td><td>3万円</td></tr><tr><td>7万5,000円～25万円</td><td>2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.4</td></tr><tr><td>25万円</td><td>10万円</td></tr></table>	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	7万5,000円以下	3万円	7万5,000円～25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.4	25万円	10万円
		2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額																
		8万3,333円以下	2万5,000円																
8万3,333円～25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3																		
25万円	7万5,000円																		
2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額																		
7万5,000円以下	3万円																		
7万5,000円～25万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.4																		
25万円	10万円																		
<大企業（売上高減少額方式）> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限220万円 ※ 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額/日×0.4)×要請期間(11日間) ※ ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方)		<大企業（売上高減少額方式）> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限480万円 ※ 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額/日×0.4)×要請期間(24日間) ※ ただし、①の上限は「20万円/日」																	
申請期間		8月23日(月) ～ 10月22日(金)	9月13日(月) ～ 11月5日(金)																
申請方法		郵送（簡易書留またはレターパック）	郵送（簡易書留またはレターパック）																
先渡給付		—	<先渡給付申請期間>（詳しくは裏面をご覧ください） 8月23日(月) ～ 8月31日(火) FAX, 電子メール, 郵送いずれかで申請																

鹿児島市の飲食店の皆さまへ 時短要請協力金の先渡給付を行います！

鹿児島市の飲食店 36万円 (3万円/日×12日)

申請期間 8月23日(月)～8月31日(火) ※当日消印有効

申請対象

- ・ 先渡給付を受けるには、申請（先渡給付申請）が必要です。
- ・ 8月20日(金)～9月12日(日)の時短要請に全面的に協力いただける方。
- ・ 令和2年11月1日以降の時短要請に係る協力金の受給実績があること。
- ・ 時短要請期間が終了した後に「**本申請**」を**必ず行うこと**。
- ・ 売上高方式を選択した方に限ります。

申請方法

FAX, 電子メール, 郵送 のいずれかを選択

<申請窓口>

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

● FAXの場合

099-294-9821

● 電子メールの場合

zitan@kag-manen.jp

● 郵送の場合

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局 宛

先渡給付申請書在中

※ FAXや電子メールで申請できるのは、「先渡給付申請」のみです。「本申請」については、簡易書留やレターパックによる郵送で申請してください。FAXや電子メールで申請しても受け付けられません。

申請書類

先渡給付申請書

※ 県ホームページからダウンロードすることができます。また、対象区域の地域振興局、市役所、商工会議所・商工会、（公財）かごしま産業支援センターでも受け取ることができます。

！ 先渡給付申請を行った方は、本申請も必ず行ってください ！

- ・ 売上高に応じて算出した協力金総支給額と先渡給付額の差額については、本申請の際に審査の上、追加給付します。
- ・ 給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。
- ・ 本申請に関する詳細については、随時県ホームページなどでお知らせします。

<申請期間（本申請）> 令和3年9月13日（月）～11月5日（金）

協力金に関するお問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

電 話 **099-295-0286**

受付時間 **9:00～17:00（平日）**

詳細は、県のホームページでもお知らせしています。

鹿児島県 時短要請協力金

検索